

生活あんしんセンター「結はあと」とは？

安心して生活を送るために

認知症などで判断能力が低下している高齢の方や、知的障がい、精神障がいなどのある方で、福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理などの支援を必要とされる方などに、成年後見制度の利用に向けた相談や支援、日常生活自立支援事業や法人後見事業によるサービスなどを提供し、安心して地域で生活ができるよう支援します。

成年後見制度 利用促進体制整備事業

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方を保護するため、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

この支援が必要とされる方々の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用促進を図り、安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

広報・周知

成年後見制度に関する研修会や講演会などの開催、パンフレットや社協だより、ホームページなどを活用して成年後見制度の広報・周知を行います。

相談

身近なところで相談ができるよう「結はあと」に常設の相談窓口を設けるほか、電話や訪問などにより成年後見制度の相談に応じます。また、弁護士などの専門職による相談（無料）を随時開催します。

利用促進

本人の意に沿った援助者が選任されるよう、裁判所への申立て手続きの支援や成年後見制度の利用について専門職や関係機関と連携を図ります。

後見人支援等

成年後見人等の相談に応じるなどの援助を行うほか、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなぐことができるよう地域の社会資源のネットワーク化を進めます。

日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、契約や金銭の管理などに不安を抱える方を対象に、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理など生活の安心のお手伝いをします。

主なサービスの内容

- 1 安心して福祉サービスを利用できるようにお手伝いします。
- 2 毎日の生活に欠かせないお金の出し入れや公共料金、医療費等の支払い手続きなどをお手伝いします。
- 3 日常生活に必要な居住住宅の賃借、住民票の届出などの手続きをお手伝いします。
- 4 預貯金通帳や印鑑、年金・保険などの証書、権利証などの大切な書類等をお預かりし、紛失などを防ぎます。

法人後見事業

成年後見制度^(※1)の利用が必要な方が経済的な理由などにより成年後見人等が見つからないようなときに、大野市社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任^(※2)し、安心してその人らしい生活が送れるよう支援します。

※1 「成年後見制度利用促進体制整備事業」を参照

※2 大野市社会福祉協議会が成年後見人等を受任し、支援する方には一定の条件があります。

財産管理

本人（成年被後見人等）に代わって、印鑑や預貯金通帳の保管・管理、保険金や年金などの受領、必要な経費の支出などを行い、本人の財産を適正に管理します。

身上監護

本人の生活や健康に配慮し、安心した生活が送れるよう福祉サービスの利用契約、治療や入院などの手続き、住居の確保や生活環境の整備などを行います。身上監護は、法律行為によるもので、直接介護などを行うものではありません。

